

平成 30 年 2 月 22 日

各位

会社名 川崎汽船株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 村上英三  
(コード番号 9107 東証・名証各第一部、福証)  
問合せ先 IR・広報グループ長 二口 正哉  
(TEL 03-3595-5189)

欧州委員会の決定及び特別損失の計上について

平成 30 年 2 月 21 日（中央ヨーロッパ時間）、当社は、自動車等の海上輸送に関して欧州競争法に違反する行為があったとして、欧州委員会から 39,100,000 ユーロ（約 5,281 百万円）の制裁金の支払いを命ずる決定通知を受けましたのでお知らせいたします。

本件は、平成 24 年 9 月以来、当社を含む複数の事業者に関し、欧州競争法違反の疑いがあるとして、欧州委員会の調査を受けていたもので、当社は当該調査に全面的に協力してまいりました。

当社は、本件事実を重く受け止めるとともに、今後ともコンプライアンス体制の一層の拡充・推進を図り、独占禁止法を含む関連諸法規の遵守に努めてまいります。

これに関連し、当社は、平成 30 年 3 月期の連結決算において当該制裁金額を特別損失として計上する見込みです。なお、本件については平成 30 年 1 月 31 日に公表した平成 30 年 3 月期の業績予想には織り込み済みです。

以上